

■ 事業所における介護労働実態調査結果 ■

— 介護サービスを実施する全国9,005事業所(広島県 222 事業所)における状況 —

は全国の数値、

 は 広島県 の数値()内は前年度数値

I 雇用管理の状況

1 訪問介護員、介護職員の1年間(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の採用率・離職率
…採用率21.2%(20.7%)、離職率17.6%(15.9%)

(%)

			回答事業所数	採用率	離職率	増加率	離職者の内	
							1 年 未 満 の 者	3 1 年 未 以 上 の 者
2 職 種 計	(訪問介護員 と 介護職員)		6,990	20.3	16.5	3.8	40.2	34.6
	就 業 形 態 別	正規職員	5,915	18.3	15.1	3.2	35.6	36.9
		非正規職員 計	5,989	22.4	18.0	4.4	44.2	32.7
		常勤労働者	3,224	25.0	20.0	5.0	46.2	32.2
		短時間労働者	5,153	21.4	17.2	4.2	43.2	33.0
職種別	訪問介護員		2,949	16.7	14.1	2.6	36.1	37.4
	介護職員		5,198	21.8	17.6	4.3	41.6	33.7

回答事業所数	採用率	離職率	増加率	離職者の内	
				1年未満の者	3年以上の者
175	21.2	17.6	3.6	40.5	30.0
157	18.5	17.0	1.5	34.0	32.9
151	24.8	18.4	6.4	48.6	26.4
73	29.6	25.1	4.5	42.5	28.8
135	23.7	16.8	6.9	50.7	25.6
74	20.8	16.0	4.8	36.9	32.5
133	21.3	18.2	3.1	41.8	29.1

(注1) 2職種計の回答事業所数については、訪問介護員、介護職員の両者に回答があってもひとつの事業所数とカウントするので、職種別の項目の合計と一致しない。

非正規職員計の回答事業所数も同様に、常勤労働者、短時間労働者の合計と一致しない。

(注2) 採用率、離職率等の計算式は、10ページの「1 調査で使用された主な用語の定義(6)」を参照。

2 早期離職防止や定着促進のための方策(複数回答)

…「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている」が71.5%(70.7%)

(%)

[illegible]

(注1)「その他」は省略。(注2)「無回答」は省略。以下同じ

3 従業員の過不足

(1) 過不足の状況

…全体では不足感(大いに不足+不足+やや不足)が66.5%(60.4%)、「適当」が33.0%(39.6%)

(%)

	回答事業所数	当該職種のある事業所数	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	(不足感①+②+③)
全体でみた場合	8,945	6,684	7.5	23.0	30.8	38.2	0.5	61.3
訪問介護員	8,945	3,100	22.7	29.1	25.9	21.7	0.5	77.7
サービス提供責任者	8,945	2,664	4.0	8.6	14.0	72.1	1.2	26.6
介護職員	8,945	5,301	9.3	19.9	31.1	37.9	1.8	60.3
看護職員	8,945	5,052	7.2	13.8	23.4	54.1	1.6	44.4
生活相談員	8,945	4,328	2.1	5.1	13.2	78.6	0.9	20.4
PT・OT・ST等	8,945	2,353	5.2	11.3	22.7	59.9	1.0	39.2
介護支援専門員	8,945	4,389	2.7	6.8	15.7	73.1	1.7	25.2

当該職種のある 事業所数						不足感(再掲) ①＋②＋③
	① 大いに不足	② 不足	③ やや不足	④ 適当	⑤ 過剰	
176	8.5	25.6	32.4	33.0	0.6	66.5
81	23.5	25.9	28.4	22.2	-	77.8
75	8.0	5.3	14.7	70.7	1.3	28.0
144	9.7	22.9	31.3	34.0	2.1	63.9
138	5.8	15.2	21.7	56.5	0.7	42.7
114	3.5	3.5	20.2	71.9	0.9	27.2
56	7.1	12.5	17.9	60.7	1.8	37.5
111	5.4	5.4	18.0	70.3	0.9	28.8

(注)PT・OT・ST等：PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等の機能訓練指導員、以下同じ。

(2) 不足している理由(複数回答)…「採用が困難である」が79.5%(71.7%)

(%)

回答「不足している事業所数」と	採用が困難である	人材を確保できなかったが	離職率が高い(定着率が低い)	その他
4,100	70.8	20.3	15.8	5.5
117	79.5	14.5	12.0	6.8

(注)「不足している」と回答した事業所＝「大いに不足」+「不足」+「やや不足」

(3) 採用が困難である原因(複数回答)…「賃金が低い」が60.2%(52.1%)

(%)

「採用が困難である」と回答した事業所数(注)	賃金が低い	(仕事がつい・精神的)	社会的評価が低い	休みが取りにくい	雇用が不安定	夜勤が多い	キャリアアップの機会が不十分	労働時間が長い	その他	わからない
2,903	57.4	48.3	40.8	23.0	16.6	9.7	8.1	5.6	21.4	8.9
93	60.2	45.2	43.0	30.1	18.3	11.8	8.6	5.4	25.8	7.5

(注)「不足している理由」として、「採用が困難である」と回答した事業所数

4 過去3年間に介護を理由に退職した従業員の有無・・・「介護を理由に退職した従業員はいた」が27.3%

(%)

回答事業所数	いた	いない	わからない
8,945	23.5	66.3	6.9
220	27.3	61.8	8.2

Ⅱ 訪問介護員、介護職員に対する教育・研修の状況

人材育成の取組みのための方策（複数回答）・・・「教育・研修計画を立てている」が59.6% (53.3%)

(%)

(2 職種累計)	回答数										
	教育・研修計画を立てている										
	採用時の教育・研修を充実させている	職員に後輩の育成経験を持たせている	修には積極的に参加させている	自治体や、業界団体が主催する教育・研修に積極的に参加させている	能力の向上が認められた者は、配置や処遇に反映している	くは担当部署を決めている	教育・研修の責任者(兼任を含む)もしくは担当部署を決めている	法人全体(関係会社を含む)で連携して育成に取り組んでいる	地域・同業他社と協力、ノウハウを共有して育成に取り組んでいる	その他	いずれも行っていない
14,615	56.2	34.8	34.4	33.4	33.1	32.4	28.1	6.9	0.7	4.0	
394	59.6	34.8	36.3	33.8	35.0	36.3	32.0	4.6	3.0	4.8	

(注)2職種累計は、訪問介護員と介護職員の回答実数を合計して算定したもの。

Ⅲ 運営上の課題

1 介護サービスを運営する上での問題点（複数回答、最大3つまで）

・・・「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」が48.2% (43.7%)

(%)

回答事業所数	今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない	良質な人材の確保が難しい	経営（収支）が苦しく、労働条件や労働環境の改善をしたくても出来ない	指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている	新規利用者の確保が難しい	教育・研修の時間が十分に取れない	介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足している	介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	管理者の指導・管理能力が不足している	経営者・管理者と職員間のコミュニケーションが不足している	介護従事者間のコミュニケーションが不足している	介護保険の改正等についての的確な情報や説明が得られない	利用者が利用者の家族の介護サービスに対する理解が不足している	雇用管理等についての情報や指導が不足している	その他	特に問題はない
8,945	53.8	53.6	32.6	28.0	26.9	23.4	9.9	6.9	6.4	5.0	4.2	3.9	3.6	2.6	1.5	4.1
220	48.2	61.8	25.5	26.4	34.5	23.2	15.9	6.4	8.6	8.2	5.9	1.4	1.8	1.8	1.4	2.7

2 介護職員処遇改善加算に伴う経営面での対応状況(複数回答)・・・「一時金の支給」が59.7%(58.4%)

(%)

回答事業所数	一時金の支給	諸手当の導入・引き上げ	基本給の引き上げ	教育研修の充実	非正規職員から正規職員への登用	昇進・昇格要件の明確化	その他
6,639	60.9	52.3	34.0	29.7	20.0	15.3	2.3
181	59.7	56.9	34.3	30.9	26.0	21.5	3.3

IV 労働者の個別状況(個別調査結果)

8,945事業所で介護労働に従事する者81,095人の状況。(注)労働者:事業所管理者(施設長)を除く。

1 平均年齢・・・全体46.3歳(45.7歳)、訪問介護員53.0歳(52.0歳)、介護職員43.2歳(42.8歳)

	労働者 個別人数 (人)	平均年齢 (歳)
全 体	81,095	46.3
訪問介護員	14,599	53.0
サービス提供責任者	2,695	47.2
介護職員	35,390	43.2
看護職員	8,475	49.3
介護支援専門員	3,044	48.9
生活相談員または支援相談員	3,854	42.3
広島県	2,190	45.6

(注)他の職種は省略。

2 保有資格 (複数回答)・・・介護職員初任者研修37.6%(44.0%)、介護福祉士41.1%(37.0%)

(%)

労働者 個別人数	介護職員 初任者研修	介護福祉士	看護師・ 准看護師	介護支援 専門員	P T・O T・S T等	実務者 研修	社会福祉 士	管理栄養 士・栄養 士	その他の 資格	無資格
81,095	43.2	37.9	13.4	8.6	2.5	2.1	1.8	1.6	5.8	6.5
2,190	37.6	41.1	15.6	10.0	2.3	2.4	2.0	2.1	6.5	5.4

3 所定内賃金(月給の者)

…平均賃金 労働者:216,433円(211,999円)事業所管理者(施設長):393,681円(377,855円)

	月給の者		日給の者		時間給の者	
	労働者 人数(人)	(円/月) 平均賃金	労働者 人数(人)	(円/日) 平均賃金	労働者 人数(人)	(円/時間) 平均賃金
全 体	38,715	217,753	1,604	8,677	29,204	1,136
訪問介護員	2,078	191,751	228	8,804	9,190	1,289
サービス提供責任者	1,995	219,663	34	9,235	253	1,102
介護職員	19,106	198,675	912	8,155	12,035	935
看護職員	4,269	266,504	118	9,599	3,049	1,396
介護支援専門員	2,401	250,499	*23	9,729	245	1,273
生活相談員または支援相談員	3,004	232,389	32	7,709	451	1,009

(注)他の職種は省略。
(注)「*」印があるデータは、サンプル数(回答数)が少なく(30未満)参考値の位置付け。
(注)労働者:事業所管理者(施設長)を除く。

事業所管理者(施設長)	6,046	350,013	-	-	-	-
-------------	-------	---------	---	---	---	---

月給の者		日給の者		時間給の者	
労働者 人数(人)	(円/月) 平均賃金	労働者 人数(人)	(円/日) 平均賃金	労働者 人数(人)	(円/時間) 平均賃金
1,137	216,433	31	7,216	724	1,177
87	193,929	-	-	216	1,290
43	198,732	1	7,860	5	1,014
580	201,741	27	7,128	309	912
145	256,373	2	7,945	98	1,672
62	257,226	-	-	2	1,250
75	240,847	-	-	9	928

146	393,681	-	-	-	-
-----	---------	---	---	---	---

V 法人・事業所の概況

1 法人格(経営主体)…民間企業が50.0%(50.2%)

	民間 企業	社会 福祉 協議会	社会 福祉 法人	医 療 法 人	(N P O 特 定 非 営 利 活 動 法 人)	社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	(協 同 組 合 ・ 農 協 ・ 生 協)	(地 方 自 治 体 ・ 市 区 町 村 ・ 広 域 連 合 を 含 む)	そ の 他
全 体	55.5	4.7	16.7	11.0	5.1	1.9	1.7	0.7	0.9
訪問系	65.9	5.9	4.8	7.8	5.6	3.6	2.2	1.1	1.3
施設系(入所型)	30.9	1.9	44.1	16.5	2.9	0.6	0.6	0.6	0.9
施設系(通所型)	61.7	5.7	9.9	10.4	6.4	1.2	1.9	0.2	0.6
広島県	50.0	3.2	19.8	16.7	1.8	1.8	3.6	0.5	0.9

2 介護サービス以外の事業の実施…58.6%(57.6%)が実施

	回 答 事 業 所 数	実 施 し て い な い	実 施 し て い る	実施している内訳 (複数回答)	
				の 介 介 事 護 事 業 業 ・ 保 保 福 險 サ 祉 ー ・ 福 福 施 祉 ・ 医 医 療 療 関 関 係 係 以 以 外 外 の の	外 介 の 護 事 事 業 業 ・ 福 福 祉 祉 ・ 医 医 療 療 関 関 係 係 以 以 外 外 の の
全 体	9,005	45.7	52.0	81.3	23.3
訪問系	3,399	41.3	56.4	82.7	22.7
施設系(入所型)	2,312	51.1	47.2	80.3	22.1
施設系(通所型)	3,109	46.3	51.1	80.7	24.6
広島県	222	38.7	58.6	80.8	27.7

3 実施している介護サービスの種類(複数回答)

…通所介護47.3%(48.4%)、訪問介護38.3%(34.6%)居宅介護支援38.7%(44.7%)

(%)

	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活介護	訪問看護	介護老人福祉施設	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護	特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設	短期入所療養介護	小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	訪問入浴介護
9,005 (回答事業所数)	4,047 44.9	3,399 37.7	3,355 37.3	1,052 11.7	1,032 11.5	975 10.8	805 8.9	559 6.2	427 4.7	339 3.8	301 3.3	293 3.3	273 3.0	252 2.8	237 2.6	229 2.5
定員数(人)	23.9人	-	-	14.6人	15.4人	-	70.4人	39.5人	10.4人	52.0人	89.8人	37.4人	23.9人	-	-	-
利用者数(人) (9月1ヵ月)	49.4人	35.9人	63.8人	-	39.9人	47.3人	-	61.9人	21.9人	-	-	12.2人	20.2人	22.7人	77.7人	25.8人
222 (回答事業所数)	105 47.3	85 38.3	86 38.7	30 13.5	33 14.9	24 10.8	27 12.2	16 7.2	6 2.7	12 5.4	7 3.2	7 3.2	7 3.2	4 1.8	6 2.7	4 1.8
定員数(人)	23.6人	-	-	16.3人	16.8人	-	63.8人	33.1人	10.2人	43.5人	75.8人	54.0人	25.3人	-	-	-
利用者数(人) (9月1ヵ月)	50.8人	43.5人	69.7人	-	37.9人	69.5人	-	42.5人	10.4人	-	-	24.3人	18.3人	10.0人	72.7人	28.7人

(注1) 介護給付サービスのうち、特定福祉用具の販売、居宅療養管理指導、介護療養型医療施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は省略。

(注2) 予防給付の全てのサービスは省略。

■ 介護労働者の就業実態と就業意識調査 ■

I 仕事についての考え方

1 現在の仕事を選んだ理由(複数回答)・・・「働きがいのある仕事だと思ったから」が53.4%(49.6%)

(%)

	回答数	働きがいのある仕事だと思ったから	資格・技能が活かせるから	今後もニーズが高まる仕事だから	人や社会の役に立ちたいから	お年寄りが好きだから	介護の知識や技能が身につくから	働けるから	自分や家族の都合のよい時間（日）に	身近な人の介護の経験から	生きがい・社会参加のため	他により仕事がないため	給与等の収入が多いから	その他	特に理由はない
全 体	21,848	52.2	35.8	34.1	31.8	24.1	23.3	16.1	16.1	14.7	10.0	4.2	4.7	3.3	
正規職員	15,023	53.2	35.9	36.1	32.2	24.1	20.7	8.3	14.6	13.1	10.1	4.2	4.7	3.9	
非正規職員	6,673	50.1	35.6	29.7	31.0	24.2	29.2	33.9	19.5	18.3	9.9	4.2	4.6	2.1	
広島県	588	53.4	36.1	29.1	31.1	26.0	22.8	15.8	15.8	15.6	9.4	3.1	5.6	2.7	

2 現在の仕事の満足度(満足+やや満足)・・・「仕事の内容・やりがい」が49.7%(51.8%) (%)

(%)

	回答数	仕事の内容・やりがい	職場の人間関係、コミュニケーション	職場の環境	雇用の安定性	労働時間・休日等の労働条件	勤務体制	福利厚生	職業生活全体	キャリアアップの機会	人事評価・処遇のあり方	賃金	教育訓練・能力開発のあり方
全 体	21,848	52.9	46.5	38.8	35.5	32.6	28.1	26.2	25.7	24.3	21.2	19.7	19.1
正規職員	15,023	53.3	46.3	38.5	37.3	30.7	26.7	28.9	26.2	27.5	21.5	19.5	20.4
非正規職員	6,673	52.1	47.1	39.7	31.5	36.9	31.4	20.4	24.6	17.0	20.5	20.1	16.4
広島県	588	49.7	41.5	34.2	31.8	28.2	26.5	23.0	20.4	19.6	16.3	15.1	15.1

3 仕事(職種)に関する希望・・・「今の仕事を続けたい」が63.9%

(%)

	回答数	今の仕事を続けたい	載されている仕事以外で、問1(1)に記載されている仕事(1)に載っている仕事	問1(1)に記載されている仕事(1)に載っていない仕事	働きたくない
全 体	21,848	65.5	7.4	5.9	15.3
正規職員	15,023	64.2	7.9	6.5	15.6
非正規職員	6,673	68.7	6.3	4.8	14.4
広島県	588	63.9	5.1	7.0	17.5

(注)「問1(1)に記載されている仕事」とは、訪問介護員、サービス提供責任者、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、PT・OT・ST等。

4 勤務先に関する希望…「今の勤務先で働きたい」が55.3%

(%)

	回答数	今の勤務先で働きたい	介護関係の別の勤務先で働きたい	介護以外の福祉関係の別の勤務先で働きたい	医療関係の別の勤務先で働きたい	介護・医療・福祉関係以外の別の勤務先で働きたい	わからない	働きたくない
全 体	21,848	57.5	8.4	1.9	2.4	3.7	22.6	2.4
正規職員	15,023	56.2	8.7	2.2	2.6	4.1	22.8	2.3
非正規職員	6,673	60.5	7.6	1.4	2.0	2.7	22.0	2.4
広島県	588	55.3	7.3	1.9	2.4	5.1	24.5	2.0

Ⅱ 働く上での悩み、不安、不満等について

労働条件等の悩み、不安、不満等(複数回答)…「人手が足りない」が50.0%(48.9%)

(%)

	回答数	人手が足りない	仕事内容のわりに賃金が低い	有給休暇が取りにくい	身体的負担が大きい(腰痛や体力に不安がある)	業務に対する社会的評価が低い	精神的にきつい	休憩が取りにくい	夜間や深夜時間帯に何か起きるのではないかと不安がある	健康面(感染症、怪我)の不安がある	労働時間が不規則である	労働時間が長い	福祉機器の不足、機器操作の不慣れ、施設の構造に不安がある	労働条件・仕事の負担について特に悩み、不安・不満等は感じていない	雇用が不安定である	不払い残業がある・多い	職務として行う医的な行為に不安がある	仕事上の怪我などへの補償がない	正規職員になれない	その他
全 体	21,848	50.9	42.3	34.6	30.4	29.4	27.9	26.4	17.7	14.3	12.5	11.0	10.5	9.6	8.0	8.0	7.1	5.5	3.9	3.1
訪問系	9,425	43.3	34.5	30.0	24.5	27.8	26.6	20.5	13.4	12.4	12.9	9.7	3.9	11.7	7.7	5.4	4.9	4.6	3.5	3.3
施設系(入所型)	4,789	67.2	56.4	42.8	43.9	39.1	37.3	31.7	42.5	19.8	19.7	12.8	19.6	4.0	8.1	10.4	13.6	7.2	3.3	2.7
施設系(通所型)	7,141	49.8	43.0	35.2	28.8	25.6	23.4	30.8	6.5	13.0	7.1	11.3	13.0	10.7	8.3	9.5	5.7	5.4	4.8	2.8
広島県	588	50.0	44.2	34.7	32.7	29.9	30.1	28.2	16.8	18.2	12.9	11.1	11.1	8.3	7.0	7.8	9.4	5.3	3.7	3.6

Ⅲ 労働者自身の状況について

1 現在の法人に就職した理由(複数回答)…「資格・技能が活かせるから」が39.8%(37.6%)、
「働きがいのある仕事だと思ったから」が37.6%(35.6%)、「通勤が便利だから」が40.5%(40.4%)

(%)

	回答数	資格・技能が活かせるから	働きがいのある仕事だと思ったから	通勤が便利だから	やりたい職種・仕事内容だから	労働日、労働時間が希望とあっているから	人や社会の役に立ちたいから	賃金等の水準が適当だから	法人の方針や理念に共感したから	経営が健全で将来的に安定しているから	福利厚生が充実しているから	子育て支援が充実しているから	教育研修等が充実しているから	その他	理由は特にない
全 体	21,848	39.2	38.6	38.5	38.5	25.0	24.7	9.2	8.1	7.0	6.0	3.5	2.5	5.9	6.8
正規職員	15,023	38.9	39.3	35.6	39.4	18.1	24.3	9.0	9.1	7.5	6.7	3.4	2.7	6.4	7.5
非正規職員	6,673	39.8	37.2	45.1	36.5	40.5	25.7	9.7	5.8	5.9	4.5	4.0	2.1	4.9	5.3
広島県	588	39.8	37.6	40.5	39.8	27.2	24.0	9.2	6.1	6.5	7.1	3.4	2.6	7.0	6.3

2 前職の有無、前職の勤務先の業種と仕事内容

…「介護関係の業種」が29.2%、「介護関係の仕事の経験」が29.6% (%)

	回答数	前職の有無		回答労働者数（前職あり）	前職の勤務先の業種				前職の仕事内容				回答労働者数	介護関係の仕事の就業形態		介護関係の仕事の勤続年数								
		前職なし	前職あり		介護関係の業種	介護以外の福祉関係の業種	医療関係の業種	介護・福祉・医療関係以外の業種	介護関係の仕事	介護以外の福祉関係の仕事	医療関係の仕事	介護・福祉・医療関係以外の仕事		正規職員	非正規職員	3 ～ 4 か月以下	半年程度	1年程度	2年程度	3年程度	4年程度	5年以上	（再掲） 1年未満	
全 体	21,848	14.1	83.3	18,193	30.7	5.9	21.0	61.9	30.6	5.7	18.6	57.9	5,572	64.0	34.3	2.3	4.9	13.0	15.8	15.7	9.3	37.7	20.3	
正規職員	15,023	17.1	80.5	12,090	33.0	6.0	21.4	61.0	32.8	5.9	18.8	57.0	3,966	71.9	26.7	2.2	4.8	12.9	16.2	15.8	9.5	37.4	19.9	
非正規職員	6,673	7.5	89.6	5,982	26.2	5.6	20.1	63.8	26.3	5.3	18.3	60.0	1,575	44.1	53.6	2.6	5.0	13.7	15.0	15.5	8.8	38.1	21.3	
広島県	588	17.3	79.8	469	29.2	5.8	22.8	61.6	29.6	5.1	18.3	57.8	139	66.9	33.1	3.6	5.8	13.7	15.8	15.1	9.4	36.7	23.0	

3 介護関係の仕事をやめた理由（複数回答）

…「職場の人間関係に問題があったため」が24.5%（24.4%） (%)

	回答数	職場の人間関係に問題があったため	法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため	他に良い仕事・職場があったため	収入が少なかったため	自分の将来の見込みが立たなかったため	結婚・出産・妊娠・育児のため	新しい資格を取ったから	人員整理・勸奨退職・法人解散・事業不振等のため	病気・高齢のため	自分に向かない仕事だったため	家族の介護・看護のため	家族の転職・転勤、又は事業所の移転のため	定年・雇用契約の満了のため	その他
全 体	5,572	25.4	21.6	18.8	17.0	16.4	14.1	10.4	6.2	4.2	4.1	4.0	3.8	2.7	12.1
正規職員	3,966	26.6	23.8	20.1	19.2	18.9	9.8	12.2	6.5	3.8	4.2	3.4	3.3	2.1	12.6
非正規職員	1,575	22.6	16.1	15.6	11.4	10.1	24.8	6.0	5.5	5.1	3.8	5.5	5.3	4.3	10.8
広島県	139	24.5	21.6	18.0	19.4	17.3	15.1	7.9	5.0	2.9	5.0	3.6	3.6	-	16.5

IV 回答労働者の基本属性

…「平均年齢」は45.1歳（44.6歳） (%)

	回答数	性別		平均年齢（歳）
		男	女	
全 体	21,848	20.4	77.8	44.9
訪問介護員	3,287	11.6	86.1	48.4
サービス提供責任者	1,966	16.5	81.0	47.4
看護職員	2,526	5.7	92.0	46.7
介護職員	9,250	23.1	75.4	42.5
生活相談員	1,452	37.6	60.7	41.4
介護支援専門員	2,325	20.0	78.5	49.5
PT・OT・ST等	484	54.5	44.2	34.8
その他	478	37.9	59.6	46.1
広島県	588	16.8	82.0	45.1

（注）PT・OT・ST等：PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の機能訓練指導員

◎ 本調査における用語の定義等

1 調査で使用された主な用語の定義

(1) 就業形態について

- ①「正規職員」とは、本調査では雇用している労働者で雇用期間の定めのない者をいう。
- ②「非正規職員」とは、本調査では正規職員以外の労働者(契約職員、嘱託職員、パートタイム労働者等)をいう。

(2) 勤務形態について

- ①常勤労働者とは、1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ者。
- ②短時間労働者とは、1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者。

※労働者調査では、非正規職員を所定労働時間「正規職員と同じ」と所定労働時間「正規職員より短い」との二つに分類した。

(3) 訪問介護員について

介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。

(4) 介護職員について

訪問介護以外の介護保険法の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

(5) 介護保険サービス系型区分について

本調査では、主な介護サービスの種類を下記の介護保険サービス系型に区分した。

・訪問系 ・施設系(入所型) ・施設系(通所型) ・その他

※詳細については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

(6) 採用率、離職率は下記の式による。

採用率＝平成27年度(注1)の採用者数÷平成26年9月30日の在籍者数(注2)×100

離職率＝平成27年度の離職者数÷平成26年9月30日の在籍者数×100

増加率＝平成27年度の(採用者－離職者数)÷平成26年9月30日の在籍者数×100

(注1)平成27年度とは、平成26年10月1日から平成27年9月30日までをいう。

(注2)平成26年9月30日の在籍者数は、採用者数・離職者数について回答のあった

事業所における平成26年9月30日の職種別在籍者数(注3)－採用者数＋離職者数である。

(注3)平成27年9月30日の職種別在籍者数は、採用者数・離職者数について回答のあった

事業所における平成26年10月1日の職種別在籍者数を用いている。

(7) その他の用語の定義については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

2 その他

回答事業者数9,005は「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「福祉用具貸与」「特定福祉用具の販売」を含んだ数であり、8,945はそれらを除いた数である。

◎ 調査研究体制

【調査検討委員会メンバー】

座長	佐藤 博樹	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
	大木 栄一	玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授
	坂爪 洋美	法政大学 キャリアデザイン学部 教授
	松下 洋三	一般社団法人 全国介護事業者協議会 理事
	石山 麗子	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 地域連携・認知症対応推進チーム シニアケアマネジャー
	菅野 雅子	フォスターリンク株式会社 組織人材開発コンサルタント
	久志 実	公益財団法人 介護労働安定センター 理事長

【諮問委員会メンバー】

松下 洋三	一般社団法人 全国介護事業者協議会 理事
松本 敦	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
三根 浩一郎	公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長
国政 貴美子	一般社団法人 全国特定施設事業者協議会 代表理事
香取 幹	一般社団法人 日本在宅介護協会 常任理事
田中 雅子	公益社団法人 日本介護福祉士会 名誉会長
堀田 聡子	国際医療福祉大学大学院 教授

◎ 調査の概要

1 調査対象

- (1) 「事業所における介護労働実態調査」は、全国の介護保険サービス事業を実施する事業所のうちから無作為抽出(18,000事業所)してアンケート調査を実施した。
うち有効調査事業所数17,643事業所で有効回答のあったのは9,005事業所であった。
(有効回答率51.0%)
- (2) 「介護労働者の就業実態と就業意識調査」は、上記の事業所中から一事業所あたり介護にかかわる労働者3名を上限に、無作為に選出した54,000人に対し調査票を配布して、アンケート調査を実施した。
うち有効対象労働者数52,929人で有効回答のあったのは21,848人であった。
(有効回答率41.3%)

2 調査対象期日

原則として平成27年10月1日現在とした。

3 調査実施期間

平成27年10月1日～10月31日

「事業所における介護労働実態調査」と「介護労働者の就業実態と就業意識調査」を同時に実施した。

4 調査の方法

- ・「事業所調査」: 上記1(1)の事業所に対し、調査票を郵送にて配送し、郵送にて回収した。
- ・「労働者調査」: 上記事業所に労働者調査票3通を同送し、同事業所で最も売上げの多い介護サービスの種類(以下「主とする介護サービスの種類」という。)により指定した職種の者3名を選んでもらい、調査への協力を依頼した。なお、1事業所の割り当てが3名のみなので、主たる職種を指定しており、就業形態が偏る場合は、就業形態の指定をしている。回収については、回答者から直接、郵送にて回収した。

《(公財)介護労働安定センターの概要》

公益財団法人介護労働安定センターは、介護労働の総合的支援機関として平成4年4月に設立され、同年7月に労働大臣(現厚生労働大臣)から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」にもとづく指定法人として指定された公益法人です。

当センターでは、介護労働者の福祉の増進と魅力ある職場づくりをめざして、雇用管理の改善、能力の開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助などを通じて、介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を醸成するなど、介護労働に対するさまざまな支援事業を実施しています。